

都市公園法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物等に係る都市公園の占用の期

間の上限を一年とするものとする事。

(本則関係)

第二 この政令は、平成二十九年一月十五日から施行するものとする事。

(附則関係)